

白浜町宿泊税制度（案）について

第2回白浜町宿泊税検討委員会

令和8年1月20日

1 課税要件等の検討事項について

(1) 課税要件（検討事項）

| 項目 | 内容 | 白浜町の宿泊税（検討事項） |
|-------|---|----------------------------------|
| 課税客体 | 税金がかかる物や行為 | 白浜町に所在する宿泊施設への宿泊行為 |
| 課税標準 | 納税額を算出する際に必要な基本的な数値 | 宿泊施設への宿泊数 |
| 納税義務者 | 租税を納める義務を課せられる者 | 宿泊施設への宿泊者 |
| 徴収方法 | 特別徴収：宿泊施設が宿泊者から宿泊税を徴収し納入 普通徴収：町が納税義務者から直接租税を徴収 | 特別徴収 |
| 申告期限 | 条例に規定される日までに、徴収（納付）すべき租税の情報を申告し、租税を納付するもの | 毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入 ※特例有 |
| 免税点 | 一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度 | 検討 |
| 税額・税率 | 税金の額。一律定額制、段階的定額制、定率制が考えられる | 検討 |
| 課税免除 | 地方税法第6条の規定により、公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる | 検討 |
| 課税期間 | 制度の施行状況や社会経済情勢の推移などを勘案して、一定期間ごとに見直しを行う | 検討 |

(2) 事業者補助（検討事項）

| 項目 | 内容 | 白浜町の宿泊税（検討事項） |
|------------|--|---------------|
| 特別徴収交付金 | 宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、特別徴収義務者に交付する交付金 | 検討 |
| システム整備等補助金 | 宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者を対象に、既存のレジシステムの改修等に係る経費を補助するもの。 | 検討 |

2 課税要件について

(3-1) 課税客体・課税標準・納税義務者

課税客体：白浜町に所在する宿泊施設への宿泊行為

課税標準：宿泊施設への宿泊数

納税義務者：宿泊施設への宿泊者

先行導入自治体において東京都を除き、「旅館業法の許可を受けたホテル・旅館・簡易宿泊所」、「住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）」としている。施設の種類によって、宿泊者が享受する行政サービスに変わりはないことから、課税客体は白浜町に所在する次の施設とし、また、先行導入自治体と同様に、課税標準は「宿泊施設への宿泊数」、納税義務者は「宿泊施設への宿泊者」と考える。

【対象施設】

- (1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)に係る施設
- (2) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅

【参考】

対象施設：旅館業法（ホテル・旅館・簡易宿所）271件、住宅宿泊事業法（民泊）51件

(3-2) 徴収方法

徴収方法：特別徴収

宿泊者から宿泊税を直接徴収することは、実務上困難であると考えられることから、全ての先行自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体へ納入する方法をとっている。

また、入湯税を納入している事業者においては、既存の納入スキームと同様になるため、円滑に導入しやすい。

2 課税要件について

(3-3) 申告期限

申告期限：毎月末日までに前月分を申告納入する

ただし、一定の要件を満たした場合は、3か月分をまとめた年4回の申告納入の特例を設ける

全ての先行導入自治体において、毎月末日までに前月分を申告納入する方式をとっている。また、特例として、一定の要件に該当し承認を受けた場合には、年4回の申告納入としている。

【要件例】

- (1) 過去12か月の宿泊税年税額が一定以下である
- (2) 過少申告加算金等の決定を受けていない
- (3) 税を滞納していない
- (4) 1年以上前から宿泊施設の経営を開始している など

(3-4) 免税点

免税点：免税点は設けない

宿泊事業者アンケート

宿泊料金が一定未満の場合は課税免除とすることについてどのように考えますか。

宿泊料金により課税免除を設けないほうがよい 33.0%

宿泊料金により課税免除を設けたほうがよい 54.0%

【考え方】

宿泊事業者アンケート結果では、「免税点を設けたほうがよい」が過半数を占めたものの、受益者負担、公平性の観点から宿泊料金区分による免税点（宿泊料金による課税免除）を設けない。

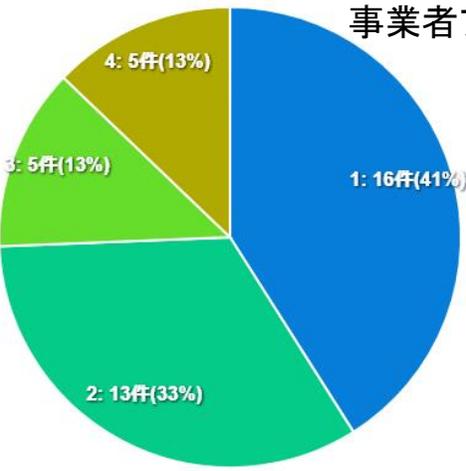
2 課税要件について

(3-5) 税額・税率

税額・税率：宿泊料金に応じた段階的定額制とする。

※宿泊料金は食事代や消費税、入湯税などを含まない、素泊まり料金のこと（一人一泊につき）

事業者アンケート

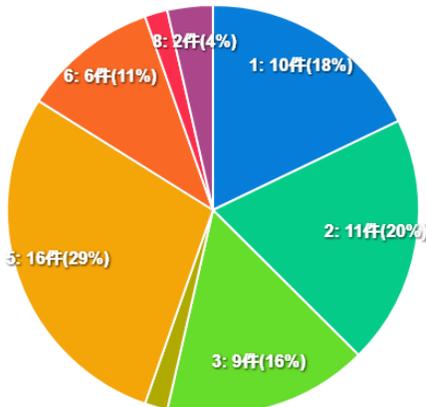


- 1. 一律定額制（1泊300円など、宿泊料金にかかわらず一定額の宿泊税とする）
- 2. 段階的定額制（宿泊料金に応じて段階的に設定。1泊それぞれ300円、500円、1000円など）
- 3. 定率制（1泊の宿泊料金について2%や3%など、一定率を乗じた宿泊税）
- 4. その他

宿泊料金区分（事業者アンケート等に基づく）

| 宿泊料金区分 | 宿泊者数(人) | 割合(%) | 備考 |
|----------------------|---------|-------|----|
| 5,000円未満 | 5,654 | 2.62 | |
| 5,000円以上 10,000円未満 | 28,146 | 13.04 | |
| 10,000円以上 20,000円未満 | 106,415 | 49.31 | |
| 20,000円以上 30,000円未満 | 38,035 | 17.62 | |
| 30,000円以上 40,000円未満 | 19,906 | 9.22 | |
| 40,000円以上 50,000円未満 | 6,560 | 3.04 | |
| 50,000円以上 100,000円未満 | 10,998 | 5.09 | |
| 100,000円以上 | 69 | 0.04 | |
| 計 | 215,783 | 99.98 | |

宿泊者アンケート（納付上限）



- 1. 1,000円
- 2. 2,000円
- 3. 3,000円
- 4. 4,000円
- 5. 5,000円
- 6. 1,000円
- 7. 2,000円
- 8. その他

【考え方】

- (1) 宿泊事業者アンケートでは、宿泊料金によって差を設ける（段階的定額制と定率制の合計）考え方が一律定額制を上回った。
- (2) 応能負担の観点
- (3) 観光振興のための財源確保

2 課税要件について

(3-5) 税額・税率

税額・税率：段階的定額制（一人一泊につき）

| | | |
|------|--------------------|------|
| 宿泊料金 | 10,000円未満 | 200円 |
| 宿泊料金 | 10,000円以上20,000円未満 | 300円 |
| 宿泊料金 | 20,000円以上30,000円未満 | 500円 |
| 宿泊料金 | 30,000円以上 | 800円 |

I 案（4段階）



【税収試算】年間宿泊者171万人（宿泊料金区分別宿泊者数は、アンケート結果からの按分比率による）推計値

| 宿泊料金区分 | 宿泊者数（人） | 税額単価（円） | 税収（円） |
|----------------------|-----------|---------|-------------|
| 5,000円未満 | 45,144 | 200 | 9,028,800 |
| 5,000円以上 10,000円未満 | 222,984 | 200 | 44,596,800 |
| 10,000円以上 20,000円未満 | 843,201 | 300 | 252,960,300 |
| 20,000円以上 30,000円未満 | 301,302 | 500 | 150,651,000 |
| 30,000円以上 40,000円未満 | 157,662 | 800 | 126,129,600 |
| 40,000円以上 50,000円未満 | 51,984 | 800 | 41,587,200 |
| 50,000円以上 100,000円未満 | 87,039 | 800 | 69,631,200 |
| 100,000円以上 | 684 | 800 | 547,200 |
| 計 | 1,710,000 | | 695,132,100 |

- ①段階的定額制（案）左記表による
= 6億9,500万円
- ② ①推計値5%上振れの場合
= 7億3,000万円
- ③ ①推計値5%下振れの場合
= 6億6,000万円

2 課税要件について

(3-5) 税額・税率

税額・税率：段階的定額制（一人一泊につき）

| | | |
|------|--------------------|--------|
| 宿泊料金 | 10,000円未満 | 200円 |
| 宿泊料金 | 10,000円以上20,000円未満 | 300円 |
| 宿泊料金 | 20,000円以上40,000円未満 | 500円 |
| 宿泊料金 | 40,000円以上 | 1,000円 |

Ⅱ案（4段階）



【税収試算】年間宿泊者171万人（宿泊料金区分別宿泊者数は、アンケート結果からの按分比率による）推計値

| 宿泊料金区分 | 宿泊者数（人） | 税額単価（円） | 税収（円） |
|----------------------|-----------|---------|-------------|
| 5,000円未満 | 45,144 | 200 | 9,028,800 |
| 5,000円以上 10,000円未満 | 222,984 | 200 | 44,596,800 |
| 10,000円以上 20,000円未満 | 843,201 | 300 | 252,960,300 |
| 20,000円以上 30,000円未満 | 301,302 | 500 | 150,651,000 |
| 30,000円以上 40,000円未満 | 157,662 | 500 | 78,831,000 |
| 40,000円以上 50,000円未満 | 51,984 | 1,000 | 51,984,000 |
| 50,000円以上 100,000円未満 | 87,039 | 1,000 | 87,039,000 |
| 100,000円以上 | 684 | 1,000 | 684,000 |
| 計 | 1,710,000 | | 675,774,900 |

- ①段階的定額制（案）左記表による
= 6億7,600万円
- ② ①推計値5%上振れの場合
= 7億1,000万円
- ③ ①推計値5%下振れの場合
= 6億4,200万円

2 課税要件について

(3-6) 課税免除

課税免除：① 12歳未満の者
② 修学旅行その他教育上の見地から行われる行事において宿泊する者
③ 災害などにより避難が必要な者
④ その他公益上町長が認める者

【考え方】

他の導入自治体の大半では、課税免除を設けていない又は修学旅行等に限定している状況であるが、白浜町の入湯税課税免除と同様の対象者とし、事業者側の混乱を招かないようにするもの。

※課税免除対象は熱海市、湯河原町と同様になる

(3-7) 課税期間・見直し期間

課税期間・見直し期間：施行後3年、その後は5年ごとの見直し

【考え方】

自治税務局長通知に基づき、全ての先行自治体において、条例施行後も制度内容の見直しを行うこととしている。

【参考】

3年ごとの見直し：長崎市

施行後3年、その後は5年ごとの見直し：福岡県、福岡市、北九州市

5年ごとの見直し：その他自治体

3 事業者補助について

(1) 特別徴収交付金

宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者に交付する交付金。（すべての先行導入自治体において実施。）

特別徴収交付金：納期限納入額の3%

【考え方】

- (1) 先行導入自治体では、納入額の2.5%を特別徴収交付金として交付しており、併せて導入当初は0.5%加算を設けている自治体が大半となっている。
- (2) 要件によって交付金額を加算・減算とする自治体もみられるが、細かい制度にすると計算や事務が煩雑となってしまう。
- (3) 納期内納付を促すため、納期内に納入した場合に特別徴収交付金を交付する。

(2) システム整備費等補助金

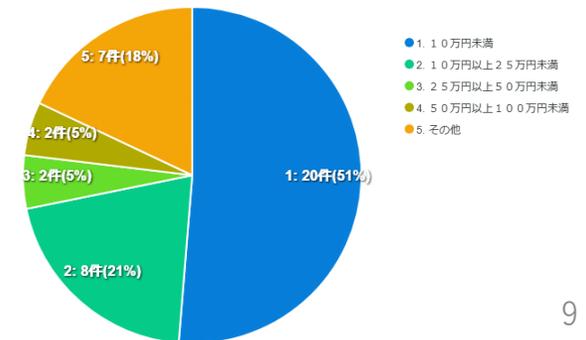
宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者を対象に、既存のレジシステム等の改修に係る経費やチラシ・パンフレットの修正等に係る経費を補助するもの。

システム整備費等補助金：上限100万円（50万円まで全額補助、超える部分は1/2補助）

【考え方】

アンケート結果で、宿泊税導入に伴う経費負担想定は、50万円未満が約8割を占めていることから、50万円を全額補助上限とした上で、事業者負担をできるだけ軽減できるよう、それを超える部分については、更に1/2補助を加えて上限100万円のシステム整備等補助金の創設とするもの。

- 【参考】 長崎市 上限50万円（補助率1/2）
 常滑市 上限100万円（50万円まで全額補助、超える部分は1/2補助）
 湯河原町 上限50万円（補助率10/10） 高山市 上限100万円（補助率10/10）



4 宿泊税制度（案）について

(1) 宿泊税制度（案）

| 項目 | 制度設計（例） |
|------------|---|
| 課税客体 | 白浜町に所在する宿泊施設への宿泊行為 |
| 課税標準 | 宿泊施設への宿泊数 |
| 納税義務者 | 宿泊施設への宿泊者 |
| 徴収方法 | 特別徴収 |
| 申告期限 | 毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入(特例規定有り) |
| 免税点 | なし |
| 税額・税率 | 段階的定額制（一人一泊につき） Ⅰ案 4段階 または Ⅱ案 4段階 |
| 課税免除 | 入湯税と同様の規定 |
| 課税期間 | 条例施行後3年、その後は5年ごとの見直し |
| 特別徴収交付金 | 納入額の3% |
| システム整備等補助金 | 上限100万円（50万円まで全額補助、超える部分は1/2補助） |

宿泊税に係る歳入歳出（例）

○宿泊税6.9億円の場合における歳出例

| | | | | |
|------------------|--------|--|-------|-------|
| 観光施策事業 10.6億円 | 既存事業 | ・観光職員人件費 0.7億円 ・海水浴場費 0.6億円 ・公園、施設管理費 他1.7億円 | 3.0億円 | 一般財源等 |
| | 既存事業 | ・イベント補助 0.3億円 ・観光団体補助 0.7億円 ・誘客促進 0.6億円 | | |
| | 拡充新規事業 | ・既存拡充事業 ・新規事業 6.0億円 | 7.9億円 | 宿泊税 |
| 徴税費 0.3億円 | 徴税費 | ・徴税経費 0.3億円 (交付金 0.2億円含む) | | |

宿泊税の用途については、決算書等により内訳を公表します